

滋賀県制度融資のご案内 政策推進資金(再生支援枠)

中小企業再生支援協議会等の支援により策定された経営改善計画に基づいた再生支援事業に必要な資金としてご利用いただける融資制度を設けています。

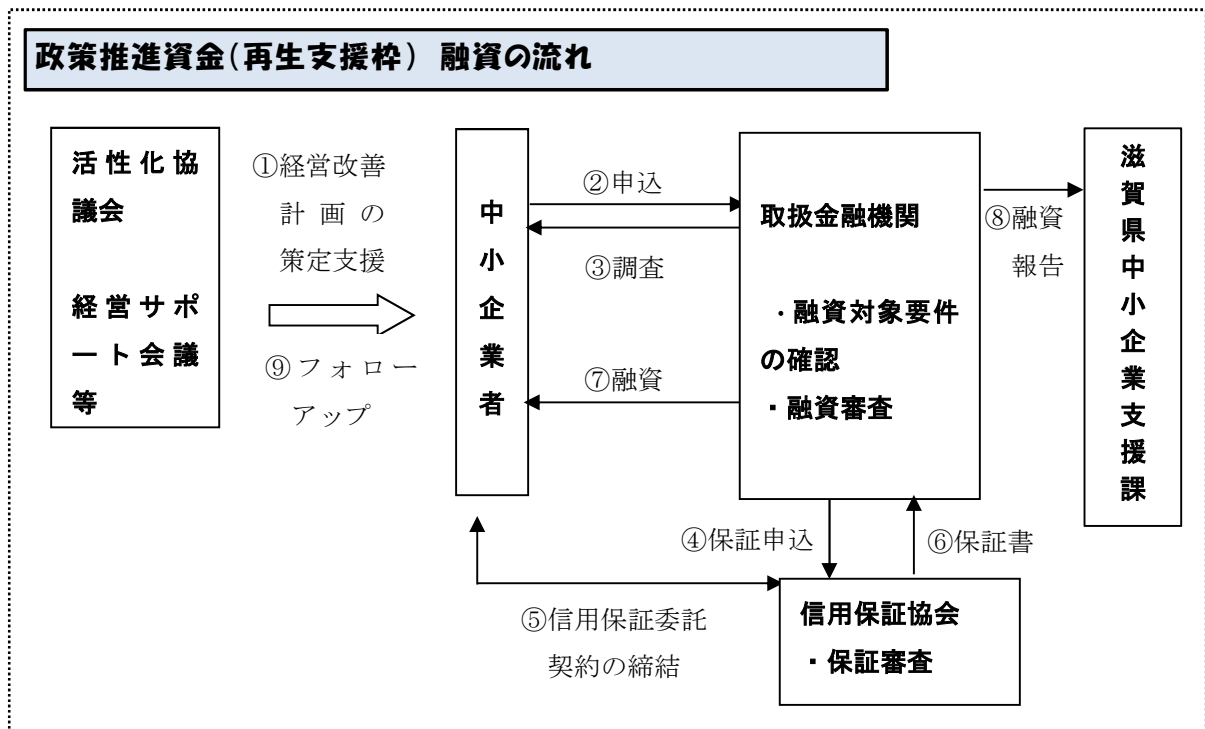
資金使途	中小企業活性化協議会等の支援により策定された経営改善計画に基づいた事業に必要な資金
融資対象者	次のいずれかに該当する者 ① 滋賀県中小企業活性化協議会による経営改善計画の策定支援を受け、今後の企業再生が見込まれる新規融資が必要な者 ② 金融機関等による経営改善計画の策定支援を受け、滋賀県信用保証協会経営サポート会議において、今後の企業再生が見込まれると判断された新規融資が必要な者 ③ 事業再生計画の策定支援機関等(※)の指導を受けて作成した計画に従って事業再生を行う借換資金が必要な者 (※事業再生計画の策定支援機関等) ㊦ 中小企業基盤整備機構(再生支援全国本部)、㊧ 認定支援機関(中小企業活性化協議会または産業復興相談センター)、㊨ 特定認証紛争解決手続、㊩ 整理回収機構、㊪ 地域経済活性化支援機構、㊫ 東日本大震災事業者再生支援機構、㊬ 私的整理ガイドライン、㊭ 個人版私的整理ガイドライン、㊮ 自然災害による被災者の債務整理ガイドライン、㊯ 中小企業基盤整備機構が出資した投資事業有限責任組合、㊰ 滋賀県信用保証協会経営サポート会議
融資限度額 (※1)	1億円
融資利率	金融機関所定
信用保証料 (※2)	必ず保証付き 融資対象者①および②の場合、 <一般保証> 保証料率 年0.37%~1.82% 融資対象者③の場合、 <事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)> 保証料率 年0.8%(責任共有制度対象) 保証料率 年1.0%(責任共有制度対象外) ただし、経営者保証免除対応(注)を適用する場合は、それぞれ0.2%を上乗せする。 <信用保証料の補助> 責任共有制度対象の場合は0.6%に相当する額、責任共有制度対象外の場合は0.8%に相当する額を国が補助する。 経営者保証免除対応を適用する場合、上乗せする0.2%に相当する額についても国が補助する。 ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする。 (参考)【申込人の保証料負担】保証料率 年0.2%
融資期間	融資対象者①および②の場合、 10年以内(据置2年以内) ただし、特に必要と認める場合は15年以内(据置2年以内) 融資対象者③の場合、 10年以内(据置5年以内) ただし、特に必要と認める場合は15年以内(据置5年以内)

担保・保証人	信用保証協会の定めによる
借入申込先	滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行 滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫 京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合 商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合 滋賀県信用農業協同組合連合会

令和4年4月1日現在

- ※1 設備資金の場合は、融資対象について、借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがされていないこと。
融資限度額は、旧制度（中小企業再生支援資金）の残高を含む。
- ※2 有担保の場合は0.02%の割引あり（融資対象者③の場合を除く。）。
- (注) 次の(1)および(2)を満たす場合に、経営者保証を免除することができる。
- (1) 直近の決算が資産超過であること
 - (2) 法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

(特記事項) 上記資金の融資対象に該当しない場合でも、他の資金が活用できる場合があります。
また、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。



滋賀県では「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」を制定し、中小企業の活性化を推進しており、この事業も、条例に基づき実施される中小企業活性化施策の一つです。

事前相談と借入申込先

上記の取扱金融機関

制度全般の相談

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係